

郡山市献血推進協会補助金交付要綱

平成8年8月22日制定
[保健福祉部保健所総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、献血の実績向上を図り、市民の適正医療を確保するため、郡山市献血推進協会に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費は、郡山市献血推進協会の運営に要する経費とし、補助金の額は、予算の範囲内において市長が別に決める。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付申請は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告)

第6条 補助事業の実績報告は、補助事業完了後、速やかに規則14条に規定する補助事業等実績報告書に収支決算書を添えて行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成8年8月22日から施行し、平成8年度以降の年度分の補助金について適用する。